

第2次富山市一般廃棄物処理基本計画

〔概要版〕

平成29年3月

富 山 市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 1 第2次計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	2
1. 3 対象地域	2
1. 4 対象廃棄物	2
1. 5 計画の期間	3
1. 6 将来指標（将来人口）	3
第2章 地域概況	4
2. 1 自然的概況	4
2. 2 人口の経年推移	5
第3章 ごみ処理基本計画	6
3. 1 ごみ処理の現状と課題	6
(1) ごみ排出量の推移	6
(2) ごみ処理体制の状況	8
(3) 第1次計画の取組み	10
(4) ごみの組成（家庭ごみ細組成調査の概要）	11
(5) 課題の整理	12
3. 2 ごみ処理基本計画	13
(1) 基本理念	13
(2) 基本方針	13
(3) 数値目標・モニター指標の設定	14
(4) 基本方針に基づく施策の展開	16
第4章 生活排水処理基本計画	18
4. 1 生活排水処理の現状	18
(1) 施設整備率	18
4. 2 生活排水処理基本計画	19
(1) 基本理念	19
(2) 基本方針	19
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	20
(4) 生活排水の処理体系	20
(5) 生活排水の処理計画	21
(6) し尿・汚泥の処理計画	22

第1章 はじめに

1.1 第2次計画策定の趣旨

富山市（以下、「本市」という。）では、平成19年3月に現富山市一般廃棄物処理基本計画（H19～H28）（以下、「第1次計画」という。）を策定し、平成24年4月の一部改訂（後期計画）後も毎年フォローアップを行い、今年度で計画最終年度を迎えます。

その間、本市では、循環型社会形成の実現に向け、ごみの排出抑制や循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するべく、生活系ごみや事業系ごみの3R施策の展開や「富山市エコタウン産業団地」をはじめとする民間施設の積極的な活用による資源化を推進してきたところですが、第1次計画の目標の達成状況としては、ごみの発生抑制が伸び悩んでいること等の課題が残されています。

一方、国では、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、近年の社会・経済状況を踏まえた循環型社会形成のための取り組みを進めることとしています。また、平成28年5月15日・16日に本市で行われた「G7富山環境大臣会合」では、「資源効率性・3R」の実現に向け、G7が強力なリーダーシップを示す必要があることから、『富山物質循環フレームワーク』を採択し、野心的な行動に取り組むことを約束しました。ごみ関連分野の目標や具体的な事例として、

- ・規制的手法に加えて、事業者による自主的な取り組みの推進
- ・災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設等の整備等
- ・地域の多様な主体間の連携（産業と地域の共生）、消費者対策
- ・具体的な例として、食品ロス・食品廃棄物対策

が挙げられていることから、今後国内においては、これらの取り組みが加速していくことが考えられます。

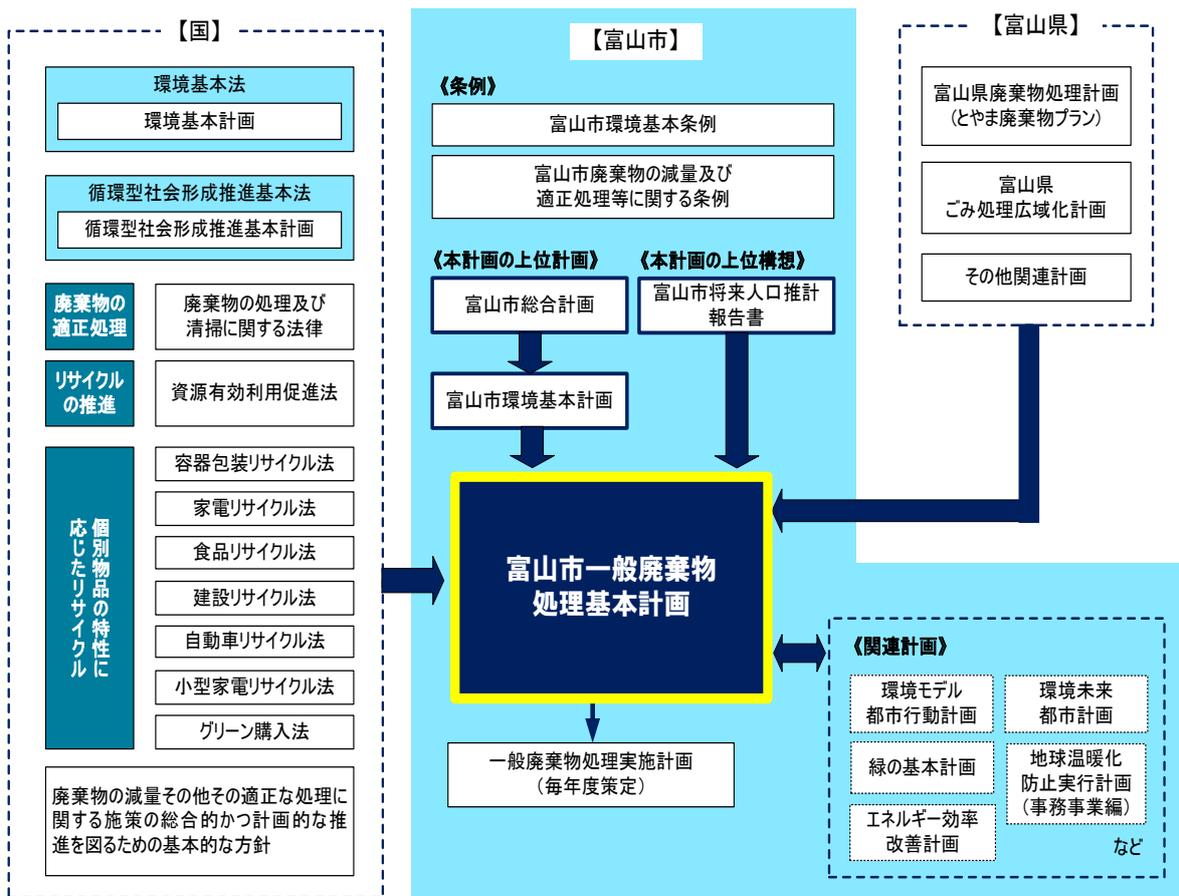
なお、国では、「一般廃棄物処理基本計画」について5年毎の見直しを求めており、本市でも第1次計画の見直し時期に差しかかっています。

そこで、本市においても、国内の背景や市内の一般廃棄物処理の現況を踏まえ、これまでの取り組みを検証した上で、今後10年間（H29～H38）の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、更なる循環型社会の推進を実現していくため、「第2次富山市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市の行政区域内における一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。



1.3 対象地域

本計画の対象となる地域は、本市全域とします。

1.4 対象廃棄物

本計画は、ごみ及び生活排水を対象とします。

1.5 計画の期間

本計画の計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、平成29年度から平成33年度までを前期、平成34年度から平成38年度までを後期とします。また、計画の目標年度は前期末の平成33年度、後期末の平成38年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけを行います。

なお、本計画は国の指針^{※1}に基づいて概ね5年ごとに改定するほか、社会情勢や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、柔軟に見直しを行うものとします。

- ※1①「ごみ処理基本計画策定指針」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
 ②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」平成2年10月8日 衛環第200号

表1-5-1. 第2次富山市一般廃棄物処理基本計画の目標年度

項 目	平成29年度 (2017年度)	…	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	…	平成38年度 (2026年度)
第2次富山市 一般廃棄物 処理基本計画	← 前 期 →			← 後 期 →		

1.6 将来指標(将来人口)

本計画の将来人口は、上位計画である「富山市総合計画」の将来人口（国勢調査）と整合を図ります。

これによると、目標年度における将来人口は、減少傾向となることが見込まれています。

表1-6-1. 将来指標（将来人口）

実 績	将来見込み	
	前期目標年度	後期目標年度
平成27年度	平成33年度	平成38年度
418, 686	406, 102	394, 694

注記1) 平成27年度実績は、国勢調査^{※2}の確定値。

注記2) 将来見込みは、「富山市将来人口推計報告書」^{※3}に示された人口から推定したもの。「富山市将来人口推計報告書」の人口推計は平成22年度を最終実績値とした5年毎（平成27年度：417,182人、平成32年度：408,302人、平成37年度：397,302人、平成42年度：384,261人…）の推計値のため、年度間の人口は内挿により求めた。

※2 出典：「平成27年国勢調査 総務省統計局」（平成28年10月26日公表）

※3 出典：「富山市将来人口推計報告書（平成27年度策定）富山市企画管理部企画調整課」

第2章 地域概況

2.1 自然的概況

本市の位置図を図2-1-1に示します。

本市は、富山県の中央部に位置しています。

本市の南東は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面しています。また、市域の南部には急峻な山岳があり、これらの山々を源に大小の河川が中山間地域を経て肥沃な平野部を形成し、富山湾に注いでいます。

交通面では、東西の幹線として、J R北陸本線や北陸自動車道、国道8号が整備されています。また、南北の幹線として、J R高山本線や国道41号が整備されています。さらに、国内外との交流拠点として、富山港や富山空港が整備されていることから、本市は陸・海・空の広域交通の結節点としての重要な役割を果たしています。



図2-1-1. 本市の位置図

2.2 人口の経年推移

国勢調査による本市の人口等の経年推移を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

平成27年における人口は418,686人、世帯数は163,862世帯、1世帯あたりの人数は2.56人となっています。

また、昭和60年から平成27年までの過去30年間の経年推移をみると、人口は4%の増加、世帯数は42%の増加、1世帯あたりの人口は26%の減少となっています。

表2-2-1. 本市の人口等の経年推移（国勢調査）

項目	単位	年 度							
		昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	
人口	富山市	人	401,070	408,942	417,595	420,804	421,239	421,953	418,686
	S60を「100」としたときの割合	—	100	102	104	105	105	105	104
世帯数	富山市	世帯	115,619	124,210	135,936	145,821	151,727	159,151	163,862
	S60を「100」としたときの割合	—	100	107	118	126	131	138	142
1世帯あたりの人数	富山市	人	3.47	3.29	3.07	2.89	2.78	2.65	2.56
	S60を「100」としたときの割合	—	100	95	88	83	80	76	74

注① 1世帯あたりの人数は、人口を世帯数で除して求めた計算値

出典：「第11回富山市統計書（平成27年度版）富山市企画管理部情報統計課」（平成28年3月公表）

なお、富山市は、平成17年4月1日に旧富山市、上新川郡大沢野町、大山町、婦負郡八尾町、婦中町、山田村、細入村の7市町村が合併した。昭和60年～平成12年の人口・世帯数は、合併前の7市町村を合計したものである。

平成27年の値は「平成27年国勢調査 総務省統計局」（平成28年10月26日公表）

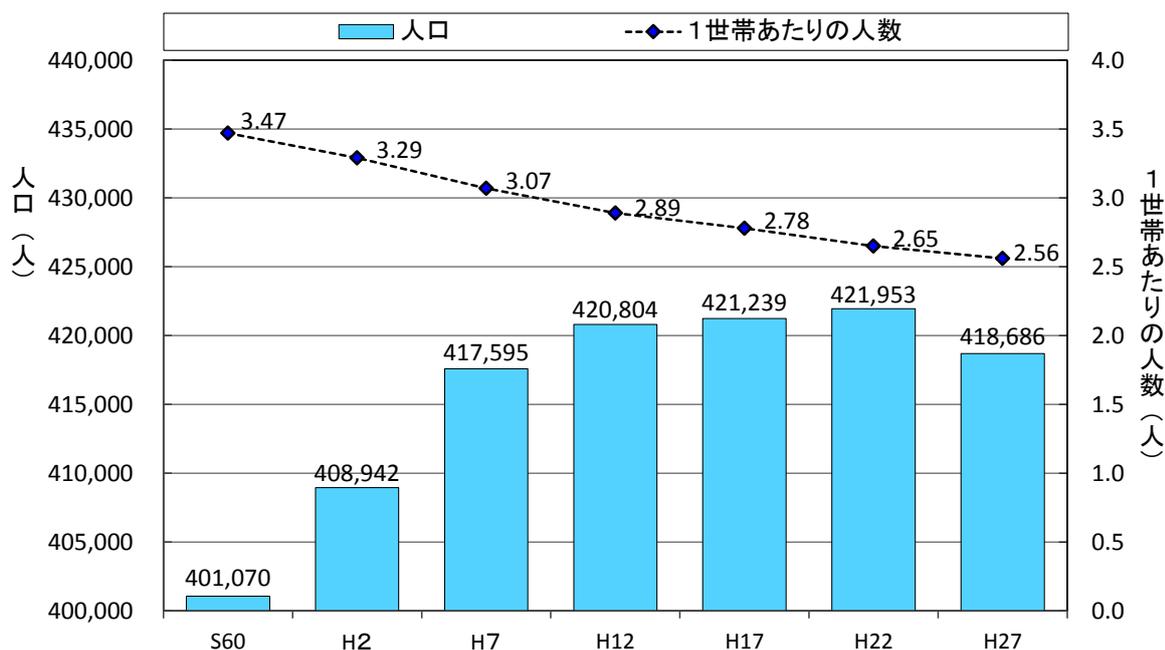


図2-2-1. 本市の人口等の経年推移（国勢調査）

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ排出量の推移

① 一般廃棄物の年間排出量（＝生活系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量＋集団回収量）の推移

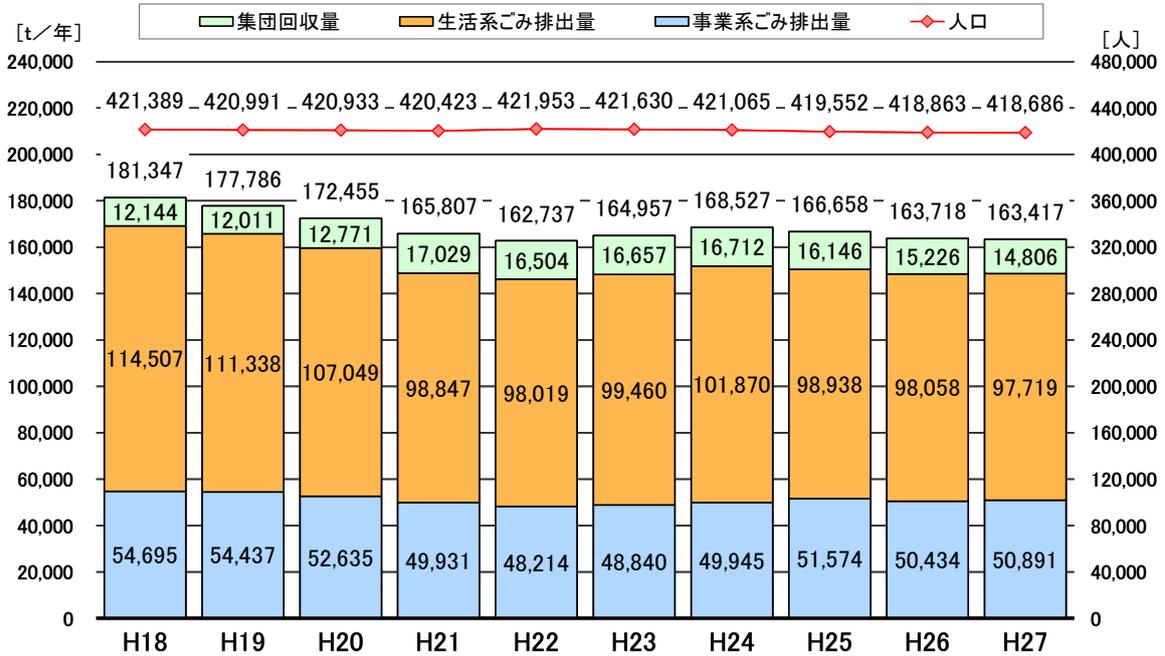
人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を図3-1-1に示します。

本市の行政区域内人口は、ゆるやかな減少傾向にあり、過去10年間で0.6%減少しています。

一方、一般廃棄物の年間排出量も減少傾向にあります。過去10年間で10%減少していることから、一人あたりのごみ量の減量化が進んできていることがうかがえます。また、ごみの構成割合の経年推移をみると、集団回収量は微増、生活系ごみ排出量は微減、事業系ごみ排出量*は横ばい傾向にあります。

平成27年度における一般廃棄物の年間排出量は163,417 tであり、その内訳は、集団回収量が14,806 t（構成比9.1%）、生活系ごみ排出量が97,719 t（同比59.8%）、事業系ごみ排出量が50,891 t（同比31.1%）となっています。

* 事業系ごみには、事業系資源物を含む。事業系資源物は、第1次後期計画策定時（平成23年度）より、一般廃棄物の排出量として計上することになった項目であり、遡って集計している。種類は、「木質系廃棄物」、「固形燃料化物」、「食品系廃棄物」、「その他(きのこ廃菌床、もみがら等)」。



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
集団回収量	6.7%	6.8%	7.4%	10.3%	10.1%	10.1%	9.9%	9.7%	9.3%	9.1%
生活系ごみ排出量	63.1%	62.6%	62.1%	59.6%	60.2%	60.3%	60.4%	59.4%	59.9%	59.8%
事業系ごみ排出量	30.2%	30.6%	30.5%	30.1%	29.6%	29.6%	29.6%	30.9%	30.8%	31.1%

注記(1) 人口は各年度10月1日現在の値。H22・H27は国勢調査の値、その他年度は人口移動調査の値。

注記(2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移

② 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量の経年推移を、図3-1-2に示します。

ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の1人1日平均排出量の経年推移は減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で10%減少しました。なお、平成22年度を底値として平成24年度まで一旦増加に転じましたが、その後は再び減少してきています。

平成27年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は、1,066g/人・日となっています。

イ. 生活系ごみ排出量

生活系ごみの1人1日平均排出量の経年推移は減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で14%減少しました。なお、平成22年度を底値として平成24年度まで一旦増加に転じましたが、その後は再び減少してきています。

平成27年度における生活系ごみの1人1日平均排出量は、638g/人・日となっています。

ウ. 事業系ごみ排出量

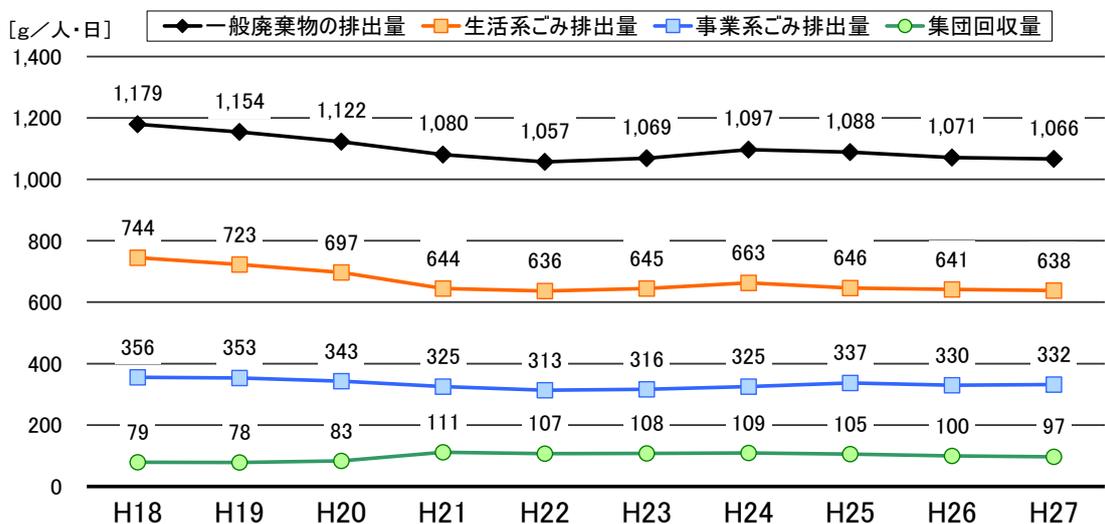
事業系ごみの1人1日平均排出量の経年推移は緩やかな減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で7%減少しました。なお、平成22年度を底値とし、その後は増加に転じたまま、横ばい傾向で推移しています。

平成27年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は、332g/人・日となっています。

エ. 集団回収量

集団回収の1人1日平均回収量の経年推移は増加傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で23%増加しました。なお、紙類の地区回収を導入した平成21年度の回収量が最も多くなっており、その後は緩やかに減少してきています。

平成27年度における集団回収の1人1日平均回収量は、97g/人・日となっています。



注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

図3-1-2. 1人1日平均排出量の経年推移

(2) ごみ処理体制の状況

平成27年度現在におけるごみの流れを図3-1-3（次頁）に示します。

市では、各家庭から排出されるごみの分別区分を、[1]燃やせるごみ(①)、及び[2]燃やせないごみ(②)、[3]資源物（③空き缶、④空きびん、⑤ペットボトル、⑥プラスチック製容器包装、⑦紙製容器包装、⑧古紙、⑨布類、⑩生ごみ、⑪小型廃家電、⑫廃食用油）の3種12分別と定めており、市民の理解と協力のもとでごみの分別排出を進めてきています。

また、この他に町内単位で排出される側溝汚泥や小動物死体、直接埋立ごみの受け入れも行っています。

一方で、事業活動に伴って排出される事業系ごみは、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、事業者自らの責任において適正に処理するよう定めています。このため、行政所管の中間処理施設に事業系ごみを搬入する場合には、自己搬入(有料)または一般廃棄物収集運搬許可業者への処理委託による受け入れとしています。

なお、分別排出された資源物や燃やせないごみの処理は、「富山地区広域圏リサイクルセンター」による破碎・選別処理もしくは民間業者への処理委託で対応しています。

燃やせるごみの処理は、「富山地区広域圏クリーンセンター」による焼却・熔融処理で対応しています。

直接埋立ごみや各行政所管施設から排出された処理残渣物は、民間最終処分場もしくは「富山市山本一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。

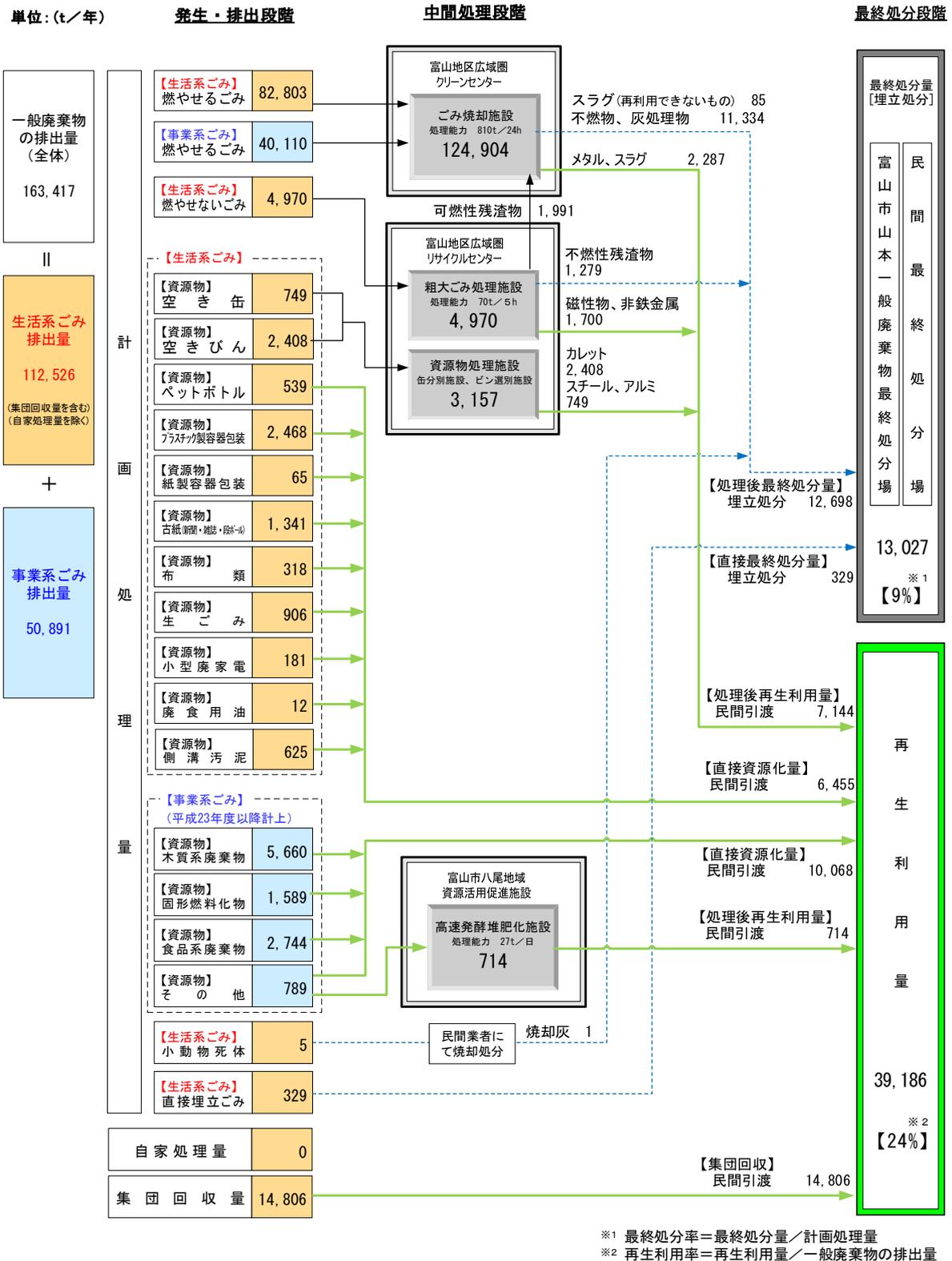


図3-1-3. ごみの流れ (平成27年度)

注記1) 一般廃棄物の排出量=集团回収量+ごみ排出量(生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)
 注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。
 注記3) 上記は、全て富山市分の実績値である。
 注記4) 平成27年度現在、直接埋立ごみと小動物死体の焼却灰は「富山市山本一般廃棄物最終処分場」で、その他の埋立物は民間最終処分場で埋立処分している。

(3) 第1次計画の取組み

第1次計画期間に実施したごみの減量化・資源化施策は、以下のとおりです。

項目	ごみの減量化・資源化施策の内容
生活系(ごみ)	<p>ごみ減量化普及啓発事業</p> <p>(1) ごみの分別排出の徹底とごみの減量化・資源化意識の啓発・P R</p> <p>①市広報や出前講座等による周知</p> <p>②「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」や「ごみ・資源物収集カレンダー」の全戸配布</p> <p>③「違反ごみステッカー」等による収集現場での適正排出の啓発</p> <p>④使用済みハガキのリサイクル（本庁及び各行政サービスセンター等に専用回収ボックス設置）</p> <p>(2) こどもに対するごみの減量化・資源化意識の啓発</p> <p>①小学4年生を対象とした社会科副読本「美しい富山」の配布</p> <p>②幼児、小学校低・中学年を対象とした「3R推進スクール」の開催</p>
集団回収活動推進事業	<p>(1) 資源集団回収の支援</p> <p>(2) 資源集団回収活動支援モデル事業の実施 【H27から開始】</p> <p>(3) 紙類地区回収（地域主体による古紙回収）の支援【H21から開始】</p>
廃棄物分別回収推進事業	<p>(1) 空き缶（ステーション回収：月2回）</p> <p>(2) 空きびん（ステーション回収：月2回）</p> <p>(3) ペットボトル（拠点回収、ステーション回収：月1～4回）</p> <p>(4) プラスチック製容器包装（ステーション回収：月4回）</p> <p>(5) 紙製容器包装・古紙（八尾地域の一部のみ回収：月1回）</p> <p>(6) 廃食用油（地区センターや各行政サービスセンター等に専用回収容器の設置）【H21から開始】</p>
ディスプレイ排水処理システム設置補助金	<p>生ごみ処理ディスプレイ排水処理システムの設置に際しての補助金の交付 【H19から開始】</p>
生ごみリサイクル事業	<p>市内13地区で分別収集した生ごみを、富山市エコタウン産業団地内の民間施設でバイオガスや電気エネルギーへリサイクルしている。 【H18から開始】</p>
可燃ごみ固形燃料化事業	<p>資源集団回収や資源物ステーション*で回収された繊維類を富山市エコタウン産業団地内の民間施設で固形燃料としてリサイクルしている。 【*はH26から追加で開始】</p>
資源物ステーション運営事業	<p>資源物ステーションを市内8箇所に開設し、土曜日・日曜日・祝日・休日に資源物の受入を行っている。 【H20までに8箇所開設】</p> <p>【対象10品目】 容器包装廃棄物、新聞、雑誌、布類、小型廃家電（パソコン含む。）</p>
側溝汚泥再生処理事業	<p>町内会から排出された側溝汚泥を民間施設で道路の路盤材等にリサイクルしている。 【H18から開始】</p>
事業系(ごみ)	<p>(1) 対象事業所（486事業所）に対し、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を指導</p> <p>(2) ごみの減量啓発冊子「事業所をスリムに」の配布や研修会等の開催</p> <p>(3) 事業系一般廃棄物の排出実態把握、事業所の巡回訪問、適正処理と再利用の啓発</p>

備考) 青字の施策は、第1次計画期間中に新たに実施した施策を示す。

(4) ごみの組成(家庭ごみ細組成調査の概要)

本計画の策定に際し、ごみ処理の現状と課題をごみの組成面から明らかにし、今後のごみの減量化・資源化施策の基礎資料とするため、各家庭から排出される燃やせるごみと燃やせないごみの組成調査を行いました。

① 調査概要

燃やせるごみは、集荷したサンプルごみを100kg程度(40世帯相当分[※])になるまで縮分して、50品目に分類しました。また、燃やせないごみは集荷したサンプルごみ(ごみ集積場5箇所分)の全量を50品目に分類しました。

[※]ごみ袋1袋あたりの重さを2.5kgとしたときの換算値(採取したごみ袋100袋の1袋あたりの重さの平均値)

② 燃やせるごみ・燃やせないごみに占める減量化・資源化品目の割合

燃やせるごみに占める減量化・資源化品目の割合を図3-1-4に、燃やせないごみに占める減量化・資源化品目の割合を図3-1-5に示します。

燃やせるごみでは、減量化品目が6.7%、既資源化品目が34.3%、資源化検討品目が33.6%、適正処理品目が25.5%で占められています。

一方、燃やせないごみでは、減量化品目が0.3%、既資源化品目が25.3%、資源化検討品目が45.8%、適正処理品目が28.6%で占められています。

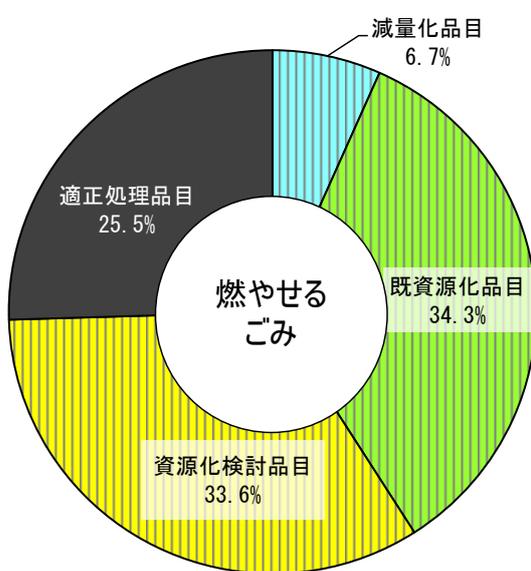


図3-1-4. 減量化・資源化品目の割合
【燃やせるごみ】

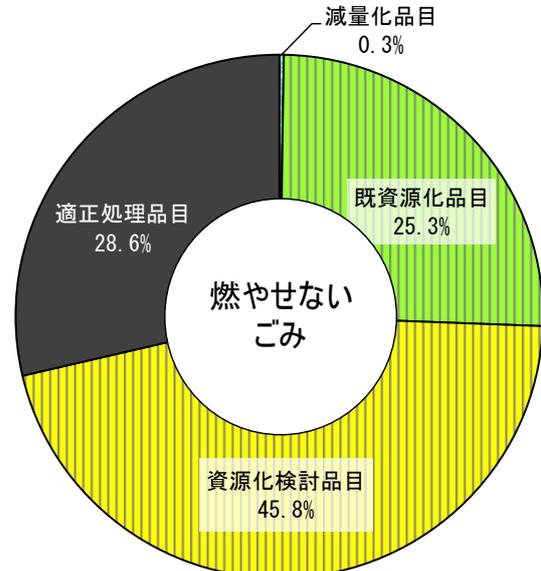


図3-1-5. 減量化・資源化品目の割合
【燃やせないごみ】

[凡例]

	減量化が期待できる品目	手つかず食品、食べ残し、レジ袋(そのまま捨てられたもの)、リターナブルびん
	既に分別排出による資源化を進めている品目	紙バック、段ボール、紙製容器包装、新聞紙・折り込みチラシ、雑誌・書籍・カタログ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、資源化可能な布類、アルミ缶、スチール缶、空きびん、小型家電製品等
	今後新たに分別排出することで資源化が期待できる品目	手つかず食品と食べ残し以外の生ごみ、雑紙、シュレッダー紙、事業系紙ごみ、製品プラスチック、剪定枝、草、その他の木竹類、スプレー缶・カセットボンベ、刃物類、乾電池、ボタン電池等、金属類、蛍光灯、水銀入りの体温計・血圧計、陶磁器類等
	適正処理品目	減量化・資源化ができない上記以外のもの

(5) 課題の整理

本市のごみ処理の現況を踏まえた上で、ごみ処理に係る課題を以下に示します。

区 分	主 な 課 題
ごみの減量化・資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1日ごみ排出量は、過去10年間で減量化は進んでいるものの、全国平均や富山県平均と比較すると高値であることから、今後より一層のごみの減量化が必要となっています。 ・ 生活系ごみの減量化の要因として、資源物量の減少が挙げられます。その一方で、燃やせるごみ（焼却処理量）の割合が微増傾向にあることから、特に燃やせるごみ（焼却処理量）の削減につながるごみの減量化対策に加え、資源化の促進対策も講じていく必要があります。 ・ ごみ排出量に占める事業系ごみの割合が微増傾向にあります。その要因として、資源物量の増加に反して、焼却処理量の削減が進んでいないことが挙げられます。このため、特に燃やせるごみ（焼却処理量）の削減につながるごみの減量化対策を講じていく必要があります。 ・ 本市の再生利用量（資源物量）に占める80%が集団回収量と直接資源化量から構成されており、中間処理後再生利用量は20%しかありません。このことから、本市では、市民や事業者によるごみの分別排出度合い（協力度）が再生利用率の増減を大きく左右することになります。このため、市民や事業者に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルールの徹底を協力要請していく必要があります。
収集・運搬 中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の中間処理量の90%以上が焼却処理量で占められることから、焼却処理量の削減を今後より一層進めていく必要があります。 ・ 生活系焼却処理量については、減量化が可能な手つかず食品や食べ残し、資源化が可能な容器包装廃棄物や古紙、布類の混入が考えられることから、その潜在量を実態調査するとともに、市民に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルールの徹底を協力要請していく必要があります。 ・ 事業系焼却処理量については、産業廃棄物である廃プラスチック類や資源化が可能な古紙等の混入が考えられることから、その潜在量の実態把握に努めるとともに、排出事業者及び収集運搬業者に対し、行政指導の強化策を講じていく必要があります。 ・ 焼却処理量に占める割合が大きい「食品ロス・食品廃棄物（生ごみ）」の潜在量の実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な減量化・資源化対策を検討していく必要があります。
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の最終処分量は、「富山地区広域圏クリーンセンターの処理残渣物」が88%を占めていることから、焼却処理量の削減を今後より一層進めていく必要があります。 ・ 中間処理施設からの処理残渣物（スラグ、不燃性残渣物）の有効活用方策を引き続き検討していく必要があります。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近国内で頻発する自然災害（地震や水害等）に備えるため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正処理と再生利用を進める方策を検討していく必要があります。

3.2 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

なお、基本理念にある「脱埋立都市」は、持続可能な循環型社会*が実現した際の究極的な都市像になることから、第1次計画の基本理念を継承して用いることとします。

*持続可能な社会とは、「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民1人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されています。

なお、「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

『脱埋立都市とやま』に向けての挑戦

— 私たち1人ひとりが主役の循環型まちづくり —

(2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、循環型社会形成推進基本法に定められている廃棄物処理の優先順位に基づいて、まずは「可能な限りのごみの発生抑制（リデュース）」や「不要になった製品等の再使用（リユース）」を優先的に進めます。次いで、資源物の再生利用（リサイクル）を進めることで、ごみの減量化・資源化（^{スリー}3 R）に取り組みます。

なお、これらの取組みを持続的に発展させていくための基盤（協働体制やしきみ）づくりも合わせて行います。

以上の考えを踏まえ、本計画における基本方針を、次のとおり定めます。

基本方針1	ツアール 2 R の推進	— 発生抑制・再使用 —
基本方針2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進	— 分別・再生利用 —
基本方針3	環境にやさしい安全な適正処理の推進	— 適正処理 —
基本方針4	適正処理の持続可能な仕組みづくり	— 協働体制・しきみ —

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P.16,17)に示しています。

(3) 数値目標・モニター指標の設定

① 数値目標の設定

数値目標は、先述の基本方針の進捗が明確となるよう、次のとおり設定します。

数値目標		実績	目標	
		平成27年度	平成33年度	平成38年度
		[基準年度]	[前期目標年度]	[後期目標年度]
減量化目標	一般廃棄物の年間排出量	100として (163,417 t)	94以下 (153,700 t)	89以下 (145,200 t)
資源化目標	再生利用率	24.0 %	25.0 %	25.5 %
埋立量の削減目標	年間最終処分量	13,027 t	11,950 t (8%削減)	11,065 t (15%削減)

項目	設定根拠	基本方針との関連性
減量化目標	<ul style="list-style-type: none"> 年間ごみ排出量は、過去10年間で10%減量することができました。 本計画では、更に減量化量を上積みして、11%のごみの減量化を図ることを目標とします。 	基本方針1の達成状況を把握するための目標
資源化目標	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用率は、過去10年間で一時的に25.8%まで上昇しましたが、その後は下降し、おおむね24%前後で推移しています。 本市では、再生利用率が全国平均からみても高水準であることから、過去10年間の再生利用率で最高値だった25.8%を目安とし、25.5%を目標とします。 	基本方針2の達成状況を把握するための目標
埋立量の削減目標	<ul style="list-style-type: none"> 年間最終処分量は、過去10年間で22%削減することができました。 本市の1人1日最終処分量は、全国平均からみても少ない状況ですが、本計画の基本理念である『脱埋立都市とやま』の実現に向け、更に15%削減して、年間最終処分量を11,065 tとする目標とします。 	基本方針1～3の達成状況を把握するための目標

② モニター指標の設定

前頁に掲げた数値目標の達成状況について継続的に検証することを目的として、本計画から新たに「モニター指標」を設けます。

なお、「モニター指標」は、毎年度把握してその動向を検証することで、施策の継続・拡充、新規施策の導入、施策の中止等の検討材料としても用いることとします。

モニター指標			単位	実績		
				目標		
				平成27年度 [基準年度]	平成33年度 [前期目標年度]	平成38年度 [後期目標年度]
① 生活系	①-1	市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源物を含まない。）	g/人・日	575	541	514
	①-2	市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量（集団回収を含む。）	g/人・日	734	704	674
	①-3	市民1人1日あたりの生活系焼却処理量	g/人・日	540	512	489
	①-4	生活系資源物の再生利用率（集団回収を含む。）	%	24.6%	25.8%	26.3%
	①-5	3R推進スクールの実施率	—	31%	35%	40%
② 事業系	②-1	事業系ごみの年間排出量	t/年	50,891	49,299	48,084
	②-2	事業系ごみの年間焼却処理量	t/年	40,110	38,516	37,279
	②-3	事業系資源物の再生利用率	%	22.6%	23.3%	23.9%
③ 全体	③-1	市民1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	85	81	77

(4) 基本方針に基づく施策の展開

○：継続施策、●：拡大・新規施策、【重】：重点施策

基本方針	施策の方向	主 な 施 策
【発生抑制・再使用】 2Rの推進	1-① ごみの発生抑制 (リデュース)の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみを出さない生活スタイルに係る情報提供・普及啓発 ●生ごみ削減運動の普及啓発【重】 ●生ごみの自家処理促進のための支援 ●飲食店や小売店との連携による食品廃棄物の削減【重】 ○小売店との連携による容器包装ごみの削減 ●多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施【重】 ●事業系ごみの自主的な減量取組み事例の紹介 ●中小事業所に対する2Rの重点的な啓発【重】
	1-② 再使用(リユース) の 促 進	<ul style="list-style-type: none"> ●リユースに係る情報提供・普及啓発【重】 ●リユースエリアの検討【重】 ●各種リユース事業の紹介 ●リターナブルびんの利用促進に向けた普及啓発
	1-③ 2R推進に向けた 基 盤 整 備	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭ごみコスト負担のあり方についての検討 ●中小事業者に対する自己処理責任の徹底【重】 ○法整備による拡大生産者責任の徹底 ○2R促進に向けての経済的支援 ●2R推進キャラクターやキャッチフレーズの創出
多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】	2-① 市民による 分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○一般市民に対する広報・啓発 ●対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発【重】 ●IT媒体を活用した情報の提供【重】 ●共同住宅管理会社との連携強化 ●地域協力者との連携強化 ●分別排出に係る指導体制の強化【重】 ○店頭回収による資源物回収の推進 ○集団回収活動推進事業による資源物回収の推進 ○資源物ステーション運営事業による資源物回収の推進 ●資源物持ち去り行為への対応 ○違反ごみ等への対応
	2-② 事業者による 分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施(再掲)【重】 ●中小事業者に対する自己処理責任の徹底(再掲)【重】 ●収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ ●処理施設への搬入時の指導を通じた分別排出の促進

○：継続施策、●：拡大・新規施策、【重】：重点施策

基本方針	施策の方向	主 な 施 策
<p>多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】（続き）</p>	<p>2-③ 資源物の品目別循環的利用の推進</p>	<p>○容器包装ごみのリサイクルの推進 ●古紙類のリサイクルの推進【重】 ○布類のリサイクルの推進 ●生ごみ・食品廃棄物のリサイクルの推進【重】 ○使用済み小型家電・パソコンのリサイクルの推進 ○剪定枝や刈草、木くずのリサイクルの推進 ○側溝汚泥のリサイクルの推進 ○廃食用油のリサイクルの推進 ●製品プラスチック類のリサイクルの推進 ●「水銀に関する水俣条約」への対応 ●資源化が困難とされている品目の資源化に向けた検討</p>
	<p>2-④ 資源循環ビジネスへの支援</p>	<p>○民間施設の活用と施設整備の際の経済的な支援 ○再生品の利用拡大 ○資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供</p>
<p>環境にやさしい安全な適正処理の推進 【適正処理】</p>	<p>3-① 適正な収集運搬体制の維持</p>	<p>○効率的な収集・運搬体制の整備 ○市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備 ○環境にやさしい収集車両の導入</p>
	<p>3-② 適正な処理体制の維持</p>	<p>○施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減 ○中間処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究 ○長期的かつ安定的な最終処分場の確保 ○排出禁止物に対する啓発・指導の徹底</p>
	<p>3-③ 災害廃棄物への対応</p>	<p>●「災害廃棄物処理計画」の策定【重】 ●関係機関との災害廃棄物処理に係る広域連携体制の構築</p>
<p>適正処理の持続可能な仕組みづくり 【協働体制・しくみ】</p>	<p>4-① 協働を促進するための情報共有</p>	<p>●市民に向けた情報発信【重】 ●事業者に向けた情報発信【重】</p>
	<p>4-② 環境教育・環境学習の機会提供</p>	<p>○こどもへの環境教育の推進 ○市民への環境学習の推進 ●3Rの専門職員の育成【重】</p>
	<p>4-③ 美しく清潔なまちづくりの推進</p>	<p>○市民による美化活動への支援 ○不法投棄・不適正処理への対応</p>
	<p>4-④ 連携・協働の促進</p>	<p>●市民や事業者からの3Rに関する発案の促進 ●各種市民団体や自治会等との連携 ○国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携</p>

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状

(1) 施設整備率

平成27年度における本市の施設整備率(汚水処理人口普及率^{*})は99%となっています。富山県平均の96%や全国平均の90%と比較すると、本市の施設整備率は高い状況となっています。

^{*}総人口に対し、いずれかの生活排水処理施設が利用可能な人口の割合をいう。

表4-1-1. 全国・富山県・本市における施設整備率(汚水処理人口普及率) [平成27年度末、単位：万人]

区分	施設整備率	総人口	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全国	90%	12,766	11,474	9,926	358	23	1,167
富山県	96%	107.7	103.5	90.2	9.4	0.3	3.6
富山市	99%	41.9 (418,686人)	41.5 (415,142人)	38.5 (384,756人)	1.9 (19,439人)	0.3 (3,217人)	0.8 (7,730人)

注記1) 施設整備率は、以下の式により計算される。

$$\text{施設整備率} = \frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区域内人口）}}$$

注記2) 国と県の値は、「平成27年度末の汚水処理人口普及状況について 平成28年9月5日 環境省・国土交通省・農林水産省」の抜粋値(住民基本台帳)

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値(国勢調査)

注記4) 抜粋値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

4.2 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

**「人と自然にやさしい」 快適な生活環境づくり
・ 良好な水環境づくりをめざして**

(2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1

生活排水処理区域の拡大

整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた生活排水処理施設の整備を計画的に進めます。また、施設整備完了地域における早期水洗化を促進させるため、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めます。

基本方針2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、定期的に啓発・指導を行います。

基本方針3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少しつづけることが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

基本方針4

し尿処理施設の適正な運営管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、「つばき園」と「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

今後もし尿・浄化槽汚泥処理を効率的かつ適正に行うため、処理量や性状に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。また、処理に伴って発生する余剰汚泥は、今後も引き続きリサイクルする等して、埋立量の削減に努めます。

(3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体を表4-2-1に示します。

表4-2-1. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [平成28年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	富山市
コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	富山市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
浄化槽汚泥処理施設(つばき園)		浄化槽汚泥 ^{※1}	富山市
し尿処理施設 (富山地区広域圏衛生センター[し尿処理棟、汚泥処理棟])		し尿及び浄化槽汚泥 ^{※2}	富山地区広域圏 事務組合

※1 富山地域の農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び一部下水道終末処理場(倉垣浄水園)の処理汚泥を含む。

※2 富山地域以外の農業集落排水施設の処理汚泥を含む。

(4) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系図を図4-2-1に示します。

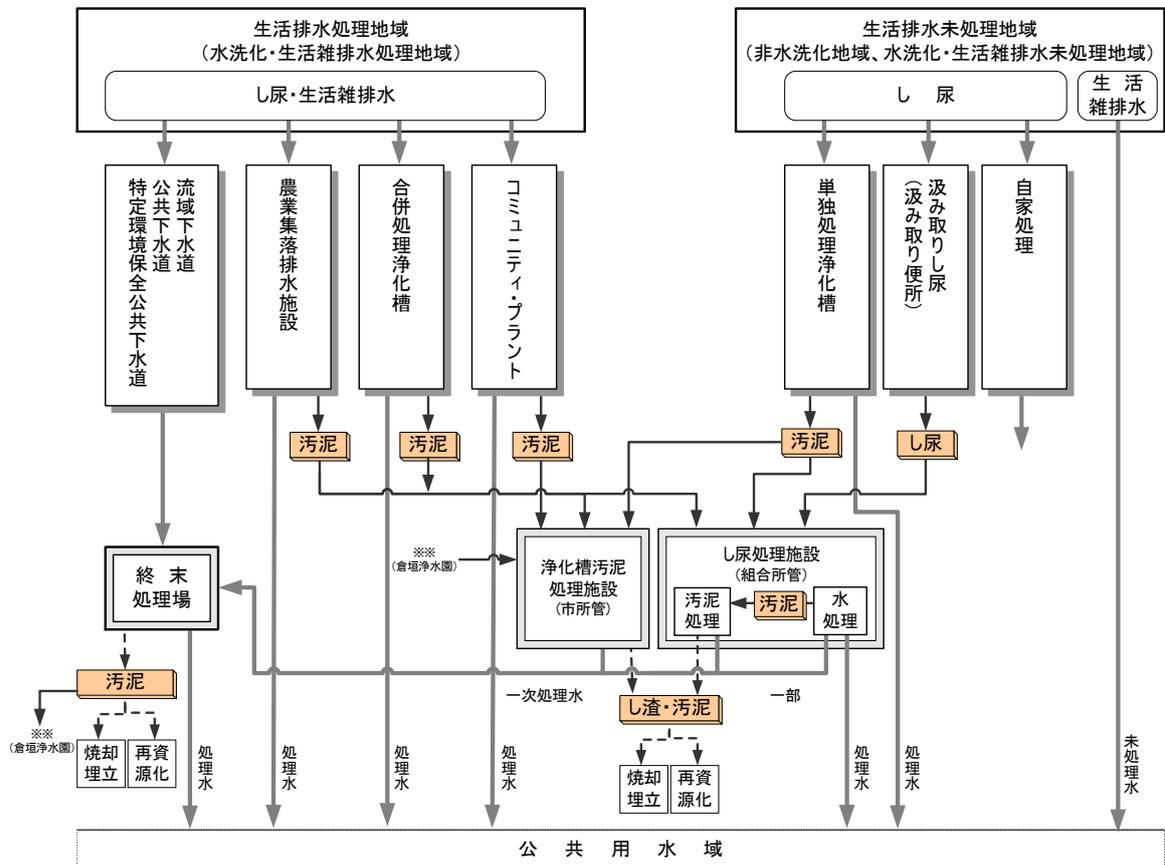


図4-2-1. 生活排水の処理体系図

[平成28年4月現在]

(5) 生活排水の処理計画

① 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標(数値目標)を表4-2-2に掲げます。

表4-2-2. 目標年度における計画目標(数値目標)

計画目標	平成27年度 (実績)	平成33年度 (前期目標年度)	平成38年度 (後期目標年度)
施設整備率 (污水処理人口普及率)	99%	99%	99%
水洗化・生活雑排水処理率	94%	95%	96%

② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表4-2-3に示すとおりです。

表4-2-3. 目標年度における生活排水処理形態別人口

富山市全域【国勢調査】			単位	実績	前期目標年度	後期目標年度	
				平成27	平成33	平成38	
行政区域内人口(国勢調査)			人	418,686	406,102	394,694	
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	人	305,685	296,509	288,181	
		下水道	人	79,071	76,700	74,542	
		公共下水道					
		特定環境保全公共下水道					
		小計		384,756	373,209	362,723	
		農業集落排水施設		19,439	18,843	18,314	
		コミュニティ・プラント		3,217	3,118	3,031	
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		7,730	7,595	7,458
		水洗化・生活雑排水処理人口計		415,142	402,765	391,526	
		施設整備率		99%	99%	99%	
計画処理区域内人口計			人	418,686	406,102	394,694	
計画処理区域外人口計				0	0	0	
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	人	294,384	288,752	282,683	
		下水道	人	69,914	68,578	67,133	
		公共下水道					
		特定環境保全公共下水道					
		小計		364,298	357,330	349,816	
		農業集落排水施設		13,905	13,856	13,772	
		処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの		3,181	3,170	3,152	
		上記以外のもの		17,086	17,026	16,924	
		小計		3,217	3,118	3,031	
		コミュニティ・プラント		7,730	7,595	7,458	
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		3,246	2,401	1,660
			下水道の処理開始公示済み区域内		10,976	9,996	9,118
		小計		395,577	387,470	378,889	
		水洗化・生活雑排水処理人口計					
		水洗化・生活雑排水処理率		94%	95%	96%	
水洗化・生活雑排水未処理人口 [単独処理浄化槽]			人	16,906	14,479	12,888	
非水洗化人口 [汲み取り便所]				6,203	4,153	2,917	
[自家処理]				0	0	0	
計画処理区域内人口計				418,686	406,102	394,694	
計画処理区域外人口計				0	0	0	
し尿処理施設 計画収集人口			人	51,207	45,602	41,726	
し尿				6,203	4,153	2,917	
汲み取り便所							
浄化槽汚泥				45,004	41,449	38,809	
合併・単独処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水施設(一部地区)							

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

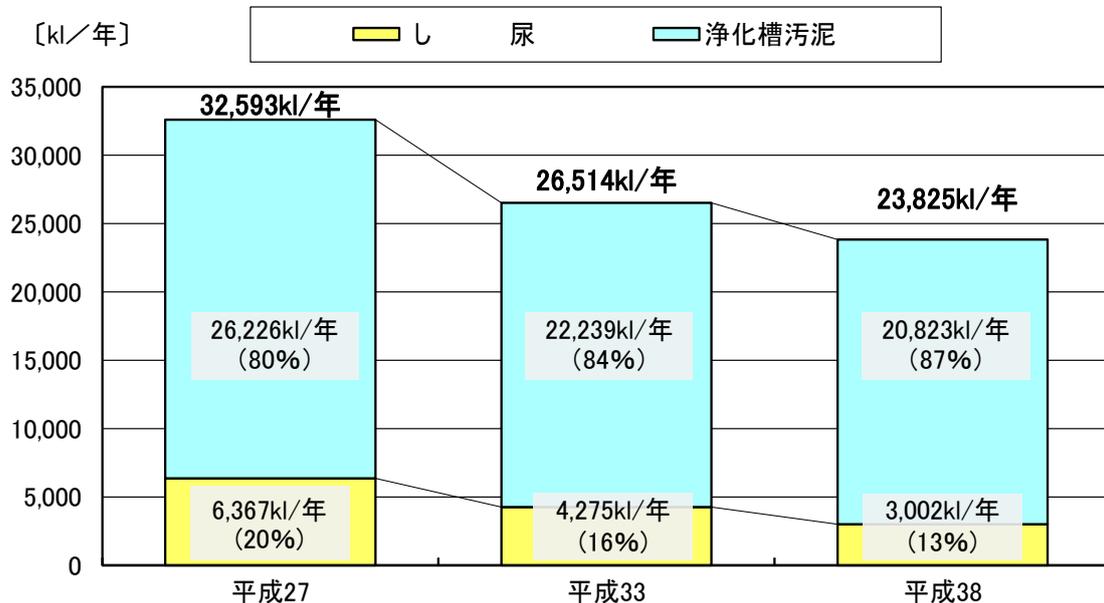
下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少することが見込まれます。

年間発生量は平成27年度の32,593k1/年から、平成33年度には26,514k1/年に減少(19%減少[平成27年度比])し、平成38年度には23,825k1/年に減少(27%減少[同比])する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、平成33年度に72.64k1/日、平成38年度に65.27k1/日となる見込みです。

表4-2-4. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区 分	単 位	実 績		前期目標年度	後期目標年度
		平成27		5年目	10年目
			浄化槽汚泥 混入割合	平成33	平成38
計画年間処理量	し尿	k1/年	6,367	4,275	3,002
	浄化槽汚泥	k1/年	26,226	22,239	20,823
	計画年間処理量 計	k1/年	32,593	26,514	23,825
		%	100%	81%	73%
計画日平均処理量	し尿	k1/日	17.40	11.71	8.22
	浄化槽汚泥	k1/日	71.66	60.93	57.05
	計画年間処理量 計	k1/日	89.06	72.64	65.27



1. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。

平成27年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は80%となっていますが、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、さらに増加傾向となることが見込まれます。

表4-2-5. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	平成27	平成33	平成38
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	80%	84%	87%

② 排出抑制計画・資源化計画

ア. 排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽の清掃汚水を過剰に汲み取らないよう指導を行っていきます。

また、大規模合併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、関係部署と連携し、汚泥脱水設備の設置や汚泥濃縮移動車両の導入等を検討していきます。

イ. 資源化計画

し尿処理施設から発生する余剰汚泥は、現在、富山地区広域圏衛生センターにおいて脱水・乾燥後、堆肥化による農地還元が行われています。今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまでどおり、本市全域とします。

また、収集・運搬体制は、当面の間、現行体制で対応していきませんが、今後も収集世帯数の減少が見込まれることから、し尿・浄化槽汚泥収集量の月変動を可能な限り抑制することや市民サービスの低下を招かないことに配慮しつつ、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

④ 処理計画

現在、し尿の全量は「富山地区広域圏衛生センター」で、浄化槽汚泥は「つばき園」及び「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

今後も引き続き、つばき園と富山地区広域圏衛生センターで安定かつ適正に処理していきます。



第2次富山市一般廃棄物処理基本計画 〔概要版〕

発行 / 富山市環境部 環境センター管理課

〒939-8178 富山市栗山637番地

[TEL] 076-429-5017

[FAX] 076-429-7388

[E-mail] kksentakanri-01@city.toyama.lg.jp

[ホームページ]

<http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyosenta/kankyo.html>

平成29年3月
